

1. 件名：日本原燃(株)濃縮事業所(加工施設)における定期事業者検査についての面談

2. 日時：令和2年4月28日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門 大東首席原子力専門検査官、村尾企画調査官

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官

日本原燃(株)ウラン濃縮工場 濃縮保全部 課長 他2名

5. 要旨

○ 日本原燃(株)濃縮事業所(以下「事業者」という。)から令和2年度に実施する定期事業者検査の開始及び終了の考え方について、資料に基づいて以下の説明があった。

・施設は、通年運転のもと、定期事業者検査期間を毎年4月1日から翌年3月31日とし、設備又は機器単位で定期事業者検査を実施した後、運転を開始する運用とする。

・定期事業者検査項目は、原則定期自主検査項目を踏襲する。ただし、生産停止した設備については、施設管理の点検として実施する。さらに、経済産業省(旧原子力安全・保安院)の指示文書に基づく検査を削除する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

・定期事業者検査期間を毎年4月1日から翌年3月31日とするとのことだが、次年度以降は、当該年度の検査終了報告前に翌年度の開始報告がされることになり、施設管理の有効性が適切に次年度の検査計画に反映し得るのか、またそのような報告が可能なのかを確認する。

・原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドには、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切り、それぞれの範囲で実施時期を設定することができる旨とあるが、定期事業者検査の実施時期の設定方法について更に説明すること。

・今回、定期事業者検査の対象範囲及び検査項目の設定において、根拠としている技術基準条項及び従来の定期自主検査の対象範囲との相違点を明確にすること。特に、従来、経済産業省(旧原子力安全・保安院)の指示文書に基づき実施していた検査項目を対象から除く根拠を説明すること。

6. その他

資料：ウラン濃縮工場における定期事業者検査の整理について